

処遇改善の取り組み

社会福祉法人飛騨慈光会では「福祉・介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）」「処遇改善ベースアップ加算」「臨時特例金加算」を取得し、「処遇改善手当」「特定処遇改善手当」「ベースアップ等支援加算手当」「臨時特例金手当」を支給しています。

◎実施期間/令和6年4月～令和7年3月

◎賃金改善計画について

賃金改善を行う項目：処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ等支援加算手当、臨時特例交付金手当を支給する

◎「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定

勤務年数10年以上の有資格者及び変更特例で法人の指定する研修修了者

◎職場環境等要件について

- ◇研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ◇職員研修規程に基づく研修の実施
- ◇新人職員の早期離職防止の為、エルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ◇介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等の介護機器等導入
- ◇健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化
- ◇子育てとの両立を目指すものの為の育児休業制度の充実
- ◇障害福祉サービス等情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ◇障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト考慮
- ◇非正規職員から正規職員への転換促進